明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務四〇）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　一
（法務一五二）
○鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二
（外務一一八）
○カヤー州ロイコー総合病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一九）　三
○貧困農民支援に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二〇）　三
○ミャンマー連邦共和国における「ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画」のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一二一）　三
○ミャンマー連邦共和国におけるカチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一二二）　三
○ミャンマー連邦共和国における「ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一二三）　三
○ダカール州郊外中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二四）　三
○ファティック州教員研修センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二五）　三
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産五二九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五三〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通四九一、四九二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四九三）　七
○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二〇九）　八
○道路に関する件（中部地方整備局九四）　八
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局一〇五）　八

〔国会事項〕
内閣　復興庁　財務省　厚生労働省　九

〔人事異動〕　二

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項　一三

〔公　告〕
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委一八）　一三
諸事項　一三

官庁
財団、建築士懲戒処分関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他　一三〇

省　令

○財務省令第四十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第二項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月八日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十二号中「第二十二条」を「第五十五条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。